破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第９４８号

宮城県岩沼市三色吉字水神53番地の11
債務者　大内　香澄
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石杜　恵理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後１時25分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１９号

山形県米沢市松が岬２丁目３番25号　白川荘12号室
債務者　塚田　順一
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１６６号

福島県伊達市保原町字油谷地８番地５
債務者　小林　克栄
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１４７６号

さいたま市桜区町谷１丁目９番８―501号
債務者　増田　美紀（旧姓前田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　明仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７５６号

大阪市浪速区塩草３丁目12番17―1302号
債務者　小山　聖雅
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木場　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６６７号

大阪府泉北郡忠岡町忠岡南３丁目15番10号
債務者　黒井　悠人
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　一仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５００号

岡山市北区宿本町４番21号　ＣＬＥＯ旭川105、旧住所岡山市北区牟佐1429番地
債務者　安藤　弘基
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０３号

広島市安佐南区中筋１丁目４番３―703号
債務者　川上企画こと川上　貴裕
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　貴博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６２号

広島市東区戸坂数甲２丁目２番43―2101号
債務者　中山　典子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　麗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５７号

福岡県柳川市大浜町2028番地105
債務者　中島平二郎
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第５８号

福岡県柳川市大和町塩塚1376番地１　柳光園、前住所福岡県柳川市大浜町2028番地105
債務者　中島三千男
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第４２９号

熊本市中央区坪井４丁目１番33号　リベルテＭ　２―Ａ、転入前住所東京都渋谷区恵比寿西１丁目21番15号　エルスタンザ代官山　ザタワー　1201
債務者　岡本　英治
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６１５号

熊本県上益城郡御船町大字小坂1516番地
債務者　真田　　透
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後４時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３４８号

沖縄県那覇市首里赤平町２丁目13番地２　赤平市街地分譲住宅706
債務者　上原あゆみ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊佐香菜子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１８４号

秋田県潟上市天王字持谷地53番地１、前住所愛知県岡崎市土井町字荒井甲５番地　岡崎土井寮　Ａ―302
債務者　澤畑　飛雅
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木俊幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６号

秋田市川元開和町13番47号　スリーエースビル201号
債務者　伊藤　志帆
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部